

# 第 11 回 代議員総会ご案内

◎日 時 令和 4 年 6 月 4 日 (土) 13:00 より

◎会 場 エーリック (尼崎) (多目的ホール)

〒660-0083 尼崎市道意7丁目1番13号

TEL 06-6415-250

## 各交通機関でのアクセス

### ● 電車

阪神「センタープール前」「出屋敷」徒歩 8 分  
阪神「尼崎」からタクシー約 10 分

### ● バス

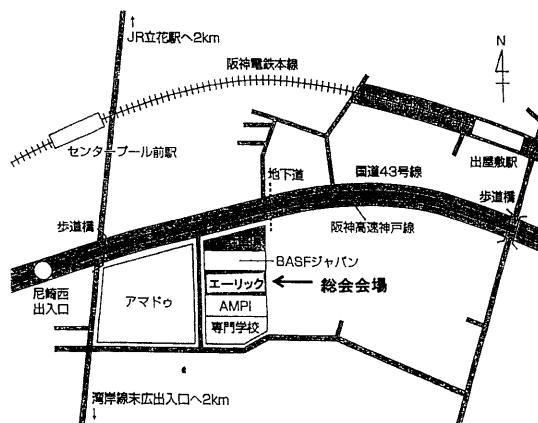
阪急「塚口」/JR「立花」から  
尼崎市バス 30 系統「リサーチコア前」下車  
「塚口」から約 30 分 / 「立花」から約 10 分

### ● 車

阪神高速神戸線：大阪方面から「尼崎東」2.5km  
神戸方面から「尼崎西」500m

阪神高速湾岸線：「尼崎末広」2km

## 周辺 Map



## 公益目的事業の活動資金に寄付のお願い

平成 30 年 5 月 1 日付で内閣府より公益社団法人に対する個人からの寄付金について、「税額控除制度」の税制優遇措置を受けられる事業所としての認定を受けました。ご寄附に対して税金確定申告時に「税額控除制度の適用を受けられる」領収書を発行いたします。公益目的事業推進の活動原資として、是非とも多くの方々よりご寄附賜りますようご協力をお願いいたします。

### 【新租税特別措置法について (個人からの寄付)】 (新たな寄付金控除制度)

#### ○税額控除制度

[(所得金額) × 税率] - 控除額 (※1) = 税額

寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除のため、小口の寄付に減税効果大きい。

(税額控除額の算出式) [対象寄付金 - 2,000 円] × 40% = 税額控除対象額 (※1) となります。

事例：1 万円寄附した時の税額控除対象額

[10,000 円 - 2,000 円] × 40% = 税額控除対象額 3,200 円

(※1) 税額控除対象額は、所得税額の 25% が限度となります。

【お願い】 多くの方々より、ご寄附のご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

振込用紙及び領収書発行の為「寄附申込書」にご記入の上、お申込みお願いいたします。

「寄附申込書」を受領後、振込用紙をお届け致します。尚、様式 9「寄附申込書」は各会にお届け致しました様式集に入っています、又は総本部にお申し出下さい、お届けいたします。